



新型コロナウイルス感染症対策に伴う公共施設の対応

概要	市では、緊急事態宣言が延長されたことおよび感染が拡大している状況と医療体制がひっ迫していることに鑑み、8月20日に市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、人流を抑制するため、公共施設の対応を次の通り決定しました。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館を行っている公共施設は原則休館します。 ・期間は、施設で実施可能な時期から開始し、緊急事態宣言の期限である9月12日までとしますが、感染状況によっては延長する場合があります。 ・新規予約は当分の間停止します。 ・使用料をすでに納付している場合は、使用料を還付します。 ・個別の施設ごとの状況は市ホームページに掲載予定です。
目的、得られる効果など	公共施設を休館することで、感染症予防対策について改めて認識していただき、人流の抑制への動機付けとします。
問い合わせ先	健康部 健康づくり課 保健予防係 TEL 046 (252) 7225 FAX 046 (255) 3550

